

公共工事の**随意契約**の公表(令和5年度)
 随意契約を行った工事請負契約の内容について、次のとおり公表します。

随意契約内容								
No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
1	長井漁港(井尻地区)護岸改良工事	(有) 三成港湾	横須賀市佐原3-3-30	道路の冠水被害を防ぐため、堆積砂等を撤去し、排水経路を確保するものである。	5号(緊急随意契約)	本施設には雨水排水が設置されているが、護岸前面に砂が堆積したため、排水不良により大雨の際に護岸背後の道路が冠水する被害が出ている。被害の拡大を防止するため、早急に工事を実施する必要がある。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	港湾整備課
2	自然・人文博物館昇降機設備改修工事	横浜エレベータ(株)	横浜市中区松影町2丁目8番6号	本工事は、自然・人文博物館昇降機設備改修工事の油圧式エレベータにおいて、制御盤、停電時自動着床装置、各階操作盤、及び乗場操作・ドアパネルの交換を行う。また、現在の基準に適合するため、「戸開走行保護制御」、「火災連動停止」と「非常放送」機能を追加するものである。	2号(競争不適)	昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかこの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。	当該昇降機の製作・施工業者であるため。	建築計画課
3	市立衣笠小学校ほか1校給食室給湯設備改修工事	文化興業(株)	横須賀市内川1-7-23	本工事は市立衣笠小学校ほか1校において、給食室給湯設備改修工事を施すもので、材一式請負とする	5号(緊急随意契約)	本工事は令和5年6月7日付け横須賀市公告契約第0163号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。給食室を改修するため、夏休みの限られた期間で施工する必要があるため。	当該事業者は入札者の中で、予定価格に最も近い金額で応札し、予定価格以内での契約の意思を示した事業者であるため。	建築計画課
4	田浦青少年自然の家集会棟建物ほか解体工事	穉本興業(株)	横須賀市長沢3-2-14	本工事は、田浦青少年自然の家集会棟建物ほか解体工事であり、材料・手間共一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和5年6月21日付け横須賀市公告契約第0218号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。工事期間中は、田浦青少年自然の家から工事用搬出入場所まで一般利用者の通行を禁止しているが、2024年2月2日～3月6日に行われる予定の田浦梅林祭りの際一般利用者の主要な経路になることから、1月末までに工事を終わらせなければならず、喫緊に工事を着手する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、最も安値で入札し、契約の意思表示をしたものであるため。	建築計画課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
5	市民病院中央棟外来系統空調設備改修工事	ダイキン工業(株) 東日本サービス部	東京都大田区大森西3丁目29番7号	市民病院中央棟の地下1階に設置されている空調設備の劣化が著しいため、既存設備の改修工事を行う。	5号(緊急随意契約)	本工事の対象設備は、市民病院の外来系統を担う空調設備である。 本設備が停止してしまうと、外来の診療に多大な影響を及ぼしてしまう。そのため、本工事は空調設備の停止による影響が少ない時期(春や秋)に迅速に行う必要がある。 以上のこと、本案件は既存設備の改修工事であるため、既存設備の構成を熟知しており、迅速かつ安全に施工を行うことが可能な業者が作業を行う必要がある。	上記業者は既存設備の製造者であり、設備の構成を熟知していることから、迅速かつ安全な施工が期待できるため。	建築計画課
6	横須賀芸術劇場昇降機設備4号機改修工事	東芝エレベータ(株) 神奈川支社	横浜市西区みなとみらい4-4-2	横須賀芸術劇場に設置してある昇降機設備を改修するものである。	2号(競争不適)	横須賀芸術劇場及び宿泊施設等建物内に設置している昇降機は9基あり、全てが同施設内にある防災センターにて一括集中管理している。そのため、今回の昇降機のみを他社製品にした場合、同施設及び宿泊施設等も含め運営及び営業に支障が生じるおそれがある。	当該昇降機の製作・施工業者であるため。	建築計画課
7	横須賀市防災行政無線固定系子局移設工事	東芝インフラシステムズ(株)	川崎市幸区堀川町72-34	防災行政無線固定系子局の移設を行うものである。	2号(競争不適)	本工事は、防災行政無線固定系子局の移設を行うものである。 既存の消防庁舎内の親局、武山山頂中継局及び屋外子局が一体的に機能することにより、災害時等に各種の情報を伝達する設備である。 当該子局の増設及び更新には横須賀市の電波伝搬特性を考慮し、また増設及び更新においてシステムの動作不良などにより放送不能とならないよう、現地での電波測定試験等を実施し空中線の向き、無線受信機の設定及び調整を行う必要があり、防災行政無線のシステムを構築した業者でなければ施工が不可能である。	当該設備の製作・施工業者であるため。	建築計画課
8	南処理工場煙突部ほか解体工事	前田・柳井特定建設工事共同企業体	東京都港区海岸2-6-30	本工事は、南処理工場の以下の解体を行うものである。 ・煙突 ・煙道 ・付帯施設	5号(緊急随意契約)	令和5年5月8日付けの公告契約第0106号(案件番号5051000019)の条件付き一般競争入札において、令和5年5月31日の入札結果により西武建設・丸孝産業共同企業体が落札したところであったが、仮契約期間中に代表構成員である西武建設(株)が令和5年7月21日付けで国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたことにより横須賀市指名停止等規則第8条第4項に基づき仮契約を取り消すこととなった。 本工事については、昨年度実施した南処理工場排煙設備点検業務委託において、煙突の腐食等が著しく進行していることが判明し、一刻でも早く解体する必要があるため。	随意契約先は、令和5年5月8日付けの公告契約第0106号(案件番号5051000019)の条件付き一般競争入札において2番目に低い金額で入札をしているため。	環境施設課
9	市道4541号道路災害復旧工事	(株)丸孝産業	横須賀市吉井2-7-1	工事延長 L=33.0m 法面工 97.4m2 防護柵工 33.0m	5号(緊急随意契約)	当該市道法面において、大規模な土砂崩落が発生し、今後の更なる法面崩落による歩行者、通行車両、家屋への多大な影響が非常に危惧されることから、早期対応が必要になるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
10	長坂埋立地浄化センター逆洗ポンプ改修工事	水ingエンジニアリング(株)横浜営業所	横浜市中区本町2-22	本工事は、長坂埋立地浄化センターに設置してある、ポンプ設備の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障を来しているため、逆洗ポンプ本体ならびにサーマルスイッチの交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、二次処理水を砂る過装置、活性炭吸着塔に送水するための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備を設計・施工した水ing株式会社の保守部門である水ingエンジニアリング株式会社にて施工することにより、素早く、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	環境施設課
11	市民病院東棟冷温水管改修工事	(株)米持工業	横須賀市大矢部2-11-19	本工事は市民病院東棟において、冷温水管改修工事を施すもので、材工一式請負とする	5号(緊急随意契約)	本工事は令和5年8月2日付け横須賀市公告契約第0319号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。本来は再度入札に付すべきだが、本工事は先行して契約している市民病院東棟外壁改修工事に付随する工事であり、限られた期間に工事を施工する必要があるため。	当該事業者は、見積り合わせにおいて最低価格を提示した事業者であるため。	建築計画課
12	市道5994号道路災害防止工事	(有) 林土木工業	横須賀市長坂3-39-12	工事延長 L=43.0m 土留工 1式 付帯工 1式	5号(緊急随意契約)	台風2号の豪雨により、緊急輸送道路である市道脇の法面が崩落し、道路に土砂が流出した。今後、法面崩落の進行に伴い、市道の通行に支障をきたす恐れがあるため、早急に工事を実施する必要がある。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課
13	市立長沢中学校ほか2校高圧引込設備改修工事	(有)岩澤電機商会	横須賀市荻野15-10	市立長沢中学校ほか2校高圧引込設備改修工事を施すもので、PAS・高圧引込ケーブル等を改修するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和5年8月14日付け横須賀市公告契約第0420号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。高圧引込ケーブルの品薄状態が続いており、発注が遅くなるほど納期も延びていき、重要な行事が多い年度末に近づくほど学校との調整が困難になり、工期限内に完了できなくなる恐れがあることから喫緊に着手する必要がある。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額で応札した事業者であるため。	建築計画課
14	市道1216号道路災害防止工事	(株)オガワ	横須賀市平作4-2-6	工事延長 L=21.4m 擁壁工 A=50.8m ² 土留め工 L=21.4m 舗装工 A=85.9m ² 防護柵工 L=20.7m	5号(緊急随意契約)	過去に設置した土留め構造物が斜面を滑るように動き、隣接する当該市道が崩落する恐れがあり、市道崩落による歩行者、通行車両、埋設されている水道管への多大な影響が非常に危惧されることから、早期対応が必要となるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
15	旧上町保育園地中障害物解体工事	(有)森建設	横須賀市岩戸2-7-10	本工事は、旧上町保育園地中障害物解体工事であり、材料・手間共一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和5年8月16日の開札では予算超過のため不調、令和5年10月4日の開札では最低制限価格を下回り、他に落札者となるべき入札者がいないため不調になった案件である。 旧上町保育園跡地は令和6年2月に売却が決まっていることから、1月末までに解体工事を終わらせなければならない、喫緊に工事を着手する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額で応札した事業者であるため。	建築計画課
16	市民病院非常用発電機改修工事	協同電気(株)	横浜市中区山下町2-27番地	横須賀市立市民病院の非常用自家発電設備に対して改修工事を行う。	2号(競争不適)	本設備は、停電等により電力会社からの電力供給が途絶えた場合に自動的に発電機を稼働させて発電を行うための設備である。そのため、本設備が非常時に作動しなかった場合、人命に関わる重大な事故に繋がる恐れがある。 本案件は、既存設備の改修工事であることから、現場および既存設備の構成を熟知しており、安全な施工を行うことが可能な業者が作業を行う必要がある。	既存設備の施工業者であり、保守点検に対応してきた上記業者は、現場および設備の構成を熟知しており、迅速かつ安全な施工が期待できるため。	建築計画課
17	南消防署昇降機設備改修工事	東芝エレベータ(株) 神奈川支社	横浜西区みなとみらい4-4-2	南消防署に設置してある昇降機設備を改修するものである。	2号(競争不適)	昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかこの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。 そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。	当該昇降機の製作・施工業者であり、現場の昇降機設備の構造、機能、性能等を熟知しているため。	建築計画課
18	市道2025号道路災害防止工事	(株)丸孝産業	横須賀市吉井2-7-1	工事延長 L=64.3m 法面工 536.1m ²	5号(緊急随意契約)	市道の下法にあたる当該箇所において、過去に施工したモルタル吹付部の一部が崩落するとともに、法面全体が崩落する恐れがあり、市道への多大な影響が非常に危惧されることから早期対応が必要となるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課
19	市道1293号道路災害防止工事	東建設(株)	横須賀市池上3-2-6	工事延長 L=74.0m 工事幅員 2.8m~3.8m 舗装工 A=225.0m ² 排水構造物工 L=35.9m 土留め工 L=24.0m	5号(緊急随意契約)	当該箇所において道路の路肩が道路の重みに耐えられず滑るように動き、道路(市道及び私道)に大きな段差を伴う亀裂が入り、通行の妨げや、今後崩落による歩行者、通行車両への多大な影響が非常に危惧されることから、早期対応が必要となるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
20	二葉2丁目空き家解体工事	(株)門倉商店	横須賀市久里浜1-2000	本工事は管理不全の特定空き家について、所有者の改善が見込めず著しく保安上危険な状態であることから、行政代執行により解体する工事である。	5号(緊急随意契約)	当該建物は一部外壁の腐朽が進み建物内部にも雨水が侵入しており、非常に危険な状態である。また、隣接している市道は建物部材の落下の危険性があるため通行止めにしており、事前調査においても悪天候等の影響により急速な状態悪化が見込まれるため、喫緊に建物の除去に着手する必要がある。	本工事は狭小の斜面地における解体工事であり、斜面崩壊防止対策等が重要になり、解体工事の可否も含めて専門業者と入念なヒアリングが必要な施工内容である。ヒアリングは解体工事に精通する3者に行い、見積もり合わせの結果、最も低い金額で契約の意思を示したため。	まちなみ景観課
21	中央斎場階段昇降機設置工事	シティーリフトかわさき(株)	神奈川県川崎市宮前区南野川1-39-23	本工事は、中央斎場に階段昇降機を設置するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和5年12月6日付け横須賀市公告契約第0687号の入札において、入札参加者がいないため不調になった案件である。 中央斎場は令和6年度6月より既設昇降機の改修工事を予定しており、本件は代替手段として階段昇降機を令和6年5月末までに設置するのだが、設置予定の階段昇降機は海外受注生產品のため、再入札を実施した場合、工期内に納入できないため、早期に契約を締結する必要がある。	公共工事における階段昇降機の設計施工、現場監理の経験・実績が豊富な階段昇降機のメーカーであり、本工事の履行期限までに昇降機の調達及び設置が可能のため。	建築計画課
22	中央斎場昇降機改修工事	東芝エレベータ(株)神奈川支社	横浜市西区みなとみらい4-4-2	中央斎場に設置してある昇降機設備は設置から32年経過し、適切な維持管理が困難のため改修を行い、合わせて駆動方式を油圧式からロープ式に改修するものである。	2号(競争不適)	中央斎場は、市内唯一の火葬場で稼働を止めることができない施設である。 本件の施工範囲は、遺族等の施設利用者等の動線を含むため通常の工事以上に注意を要する。 既設の設備製造者以外の者が工事を行う場合、エレベーター周辺の構造物等も改修しなければならず、大きな騒音を伴うため、施設稼働と工事施工を並行させることができない。現エレベーターの製造、設置メーカーであれば騒音を伴う部分は改修不要で、施設運営・利用者への影響は最低限にとどめることが可能である。	既設エレベーターの製造・設置メーカーである。	建築計画課
23	猿島砲台跡第二砲台塁道危険箇所対策工事	(有)植廣造園	横須賀市上町3-3	石積天端の笠石撤去及び支障木の伐採	5号(緊急随意契約)	猿島散策路脇の石積笠石の一部が樹木等に押され、散策通路へ落下する危険性があることが確認された。当初、一般競争入札での発注を想定していたが、笠石落下の危険性が増加したことから、来島者への安全性を考え、早急に撤去を実施する必要があると判断したため。	早期着手が可能である複数社より見積もりをとったところ、安価であったこと。また、猿島公園植物管理の実績があり、現地の状況を把握しており、安全な施工かつ文化財の保護をしながらの作業が期待できるため。	公園建設課
24	上町坂本線防塵舗装工事その3	(有)東協産業	横須賀市望洋台14-11	防塵舗装 A=115m2	5号(緊急随意契約)	本工事は、上町坂本線道路改良事業に伴い、用地交渉が完了した土地に防塵舗装を施工するものであるが、事業協力者から建物の除却に伴い、代替駐車場の確保を要望され、令和6年4月から駐車場としての使用を希望されており、令和5年度内に防塵舗装を施工する必要が生じたため。	現在、当該地に隣接した場所で、すでに発注した工事が契約されており、有限会社東協産業と随意契約することで、速やかに施工できるため。	道路整備課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
25	市道6570号道路災害防止工事	穂本興業(株)	横須賀市長沢3-22-14	工事延長 L=19.6m 幅員1.2~1.8m 擁壁工 14.5m ² 舗装工 21.5m ² 防護柵工 13.8m 付帯工 1式	5号(緊急随意契約)	当該箇所を設置されている擁壁が道路側から押されるように傾き、隣接する市道が崩落する恐れがあり、市道崩落による歩行者及び通行車両への多大な影響が危惧されることから、早期対応が必要となるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課
26	西行政センター昇降機設備改修工事	(株)日立ビルシステム 横浜支社	横浜市西区高島1-1-2	西行政センターに設置してある昇降機設備の内、油圧パワーユニットや制御盤、センサーなどの制御機器及びびかご内装等を改修するものである。	2号(競争不適)	昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかごの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。 そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。	当該昇降機の製作・施工業者であるため。	建築計画課
27	非常用貯水装置内面塗装工事	(株)エヌ・ワイ・ケイ	東京都中央区京橋2-6-15 MCA京橋ビル2階	本工事は、非常用貯水装置内面塗装が劣化しているため、塗装の塗り替えを行うものである。	2号(競争不適)	本工事で要求する内面塗装工法(ホットエアレススプレー工法)が特殊な技術を要するため、施工可能業者が選定業者のみである。 この工法は、既存食品タンク内の塗装で多く採用されている実績があり、水道法に適合している工法である。	上記の理由により、(株)エヌ・ワイ・ケイと随意契約するものである。	水道施設課
28	久里浜第2ポンプ場電気設備工事	(株)北斗	横須賀市佐原4-9-1	本工事は、横須賀市立うわまち病院の移転に伴う市道6354号の歩道整備のため、久里浜第2ポンプ場に設置している引込柱(電柱)などを10月末(予定)までに移設するものである。	2号(競争不適)	①本工事にて行う引込柱(電柱)の移設では、当該施設の停電や制御システムの停止を伴う。常時下水が流入している状況では、長時間の設備停止が出来る、限られた時間内に作業を完了し、設備の復旧を行わなければ、周辺地域で下水の溢水などの重大事故につながる。本作業は、上記の理由から、既設設備や施設の運用を熟知し、当該施設の施工実績のある業者にて、敏速かつ安全な施工が必要である。 ②他工事との関連で、本工事を10月末(予定)までに完了する必要があり、また、移設にあたり電力送電・配電会社が実施する作業があるが、本作業は申し込みから作業実施までに時間を要するため、早期の着手が必要である。	上記業者は、当該施設を含め下水道施設の施工実績もあり、下水道施設の特性及び既設設備や施設の運用を熟知し、敏速かつ安全な施工が期待できるため。	下水道施設課
29	津久井ポンプ場搬出設備更新工事	住友重機械エンパイロメント(株) 横浜営業所	横浜市西区南幸2-19-4	本工事は、津久井ポンプ場に設置してある沈砂池機械設備のうち、しき・沈砂ホップ及び沈砂スキップホイスが経年劣化により運用に支障を来しているため、当該設備を更新するものである。	2号(競争不適)	令和4年度に契約した「津久井ポンプ場沈砂池機械設備更新工事」(以下、現契約工事)は、国の補正予算により執行したが、予算額が限られたため対象設備を分割した。本工事は、現契約工事の対象外とした残りの設備を対象とし、一体の工事とすべきところ、予算上の理由により別の契約とするものである。	現契約工事の請負業者であるため	下水道施設課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
30	下町浄化センター遠心濃縮機設備修繕工事	(株)西原環境 東京・東北支店	港区海岸3-20-20 ヨコソーレインポーター	本工事は、下町浄化センターに設置しているNo.4遠心濃縮機の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、汚泥を濃縮する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である(株)西原環境が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
31	長井ポンプ場破砕機修繕工事	住友重機械エンジニアロメント(株) 横浜営業所	横浜市西区南幸2-19-4	本工事は、長井ポンプ場に設置している破砕機を修繕するものである。	2号(競争不適)	本設備は、下水中に流入した夾雑物を破砕する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じるとポンプ場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である住友重機械エンジニアロメント(株)にて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
32	追浜浄化センター汚泥脱水機修繕工事	石垣メンテナンス(株) 営業本部	東京都千代田区丸の内1-6-5	本工事は、追浜浄化センターに設置している、汚泥脱水機の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、濃縮した汚泥を脱水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者の修繕部門である当該業者にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
33	追浜浄化センター水処理棟ほかコントロールセンター修繕工事	東芝インフラシステムズ(株)	川崎市幸区堀川町72-34	本工事は、追浜浄化センター水処理棟ほか設置しているコントロールセンターの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、追浜浄化センター内設備の負荷開閉及び保護機能を搭載した負荷設備であるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	上記業者は、既設監視制御装置や既設信号変換装置等の製造メーカーかつメンテナンスを行っており、現場及び設備を熟知している。また、当該機器のメンテナンスも行っており、浄化センターの運転に支障なく工事の履行が可能であるため。	水再生課
34	下町浄化センター圧送ポンプ修繕工事	月島テクノメンテサービス(株) 横浜支店	横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、下町浄化センター脱水機棟に設置している、No.4ケーキ圧送ポンプの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本機器は、浄化センターの汚泥処理を行う上で、脱水した汚泥を焼却炉まで安全かつ安定的に搬送するための重要な機器である。安定稼働が見込めない場合、浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障が出る恐れがある。そのため、本機器の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本機器は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者の修繕部門である月島テクノメンテサービス(株)が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
35	西浄化センター自動 除じん機ほか修繕工 事	住友重機械エンバ イロメント(株) 横浜 営業所	横浜市西区南幸2 -19-4	本工事は、西浄化センターに設置し ている自動除じん機ほかの修繕を行 うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した下水中の比較的細い浮遊物を阻止し、かき 揚げるのに使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄 化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業 者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確 化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転 全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機 能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、当該機器製造者である住友重機械エンバ イロメント(株)にて施工することにより、浄化センターの 運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
36	下町浄化センター水 質計器修繕工事	メタウォーター(株) 横浜営業所	横浜市西区北幸2- 8-4 横浜西口KN ビル	本工事は、下町浄化センターに設 置しているDO計ほかの修繕を行うも のである。	2号(競争不適)	本工事は、下町浄化センターに設置している水質計器等の劣化 により、電気棟中央監視室に正常な信号を表示することが出来な くなり、下町浄化センターの運転に支障が出ているため、これらを 修繕するものである。当該機器の計測値を既設監視制御装置等 に正確に表示させるために、既設信号変換装置等の設定を調整し なければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分 な関係があるため。	上記業者は、既設監視制御装置や既設信号変換 装置等の製造メーカーでかつメンテナンスを行っ ており、現場及び設備を熟知している。これにより、迅 速かつ安全に工事の履行が可能であるため。	水再生課
37	西浄化センター電気 設備修繕工事	メタウォーター(株) 横浜営業所	横浜市西区北幸2- 8-4 横浜西口KN ビル	本工事は、西浄化センターに設置し ている計装設備等の劣化により、管 理本館監視室に正常な信号を表示 することが出来なくなり、水処理設備 の運転に支障が出るおそれがあるた め、これらを修繕するものである。	2号(競争不適)	本工事は、西浄化センターに設置している計装設備等の劣化に より、管理本館監視室に正常な信号を表示することが出来なくな り、水処理設備の運転に支障が出るおそれがあるため、これらを 修繕するものである。当該機器の計測値を既設監視制御装置等 に正確に表示させるために、既設信号変換装置等の設定を調整し なければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分 な関係があるため。	上記業者は、既設監視制御装置や既設信号変換 装置等の製造メーカーでかつメンテナンスを行っ ており、現場及び設備を熟知している。また、当該機 器のメンテナンスも行っており、迅速かつ安全に工 事の履行が可能であるため。	水再生課
38	下町浄化センター濃 縮余剰汚泥貯留タン ク搅拌机修繕工事	(株)西原環境 東 京・東北支店	港区海岸3-20- 20 ヨコソレーン ポーター	本工事は、下町浄化センターに設 置しているNo.2濃縮余剰汚泥貯留タ ンク搅拌机の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、濃縮余剰汚泥をタンクで貯留し、攪拌する際に使用す るものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全 体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札 等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復 旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす 恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業 者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、当該機器設置者である(株)西原環境が施工 することにより、浄化センターの運転に支障なく安 全な施工が期待できるため。	水再生課
39	下町浄化センター焼 却炉付帯設備ほか 修繕工事	月島テクノメンテ サービス(株) 横浜 支店	横浜市中区相生町 3-56-1	本工事は、下町浄化センターに設 置している、焼却炉付帯設備、1号焼 却炉設備の修繕を行うもので、経年 劣化による腐食・磨耗等が発生し運 転に支障をきたしているため、沈砂 破砕機(上段)のカッター他の部品交 換等を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、 責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、汚泥 処理施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、当該設備製造者である月島アクアソリュー ション(株)の修繕部門にあたる上記業者にて施工 することにより、汚泥処理施設の運転に支障なく安 全かつ速やかな施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
40	下町浄化センター汚泥処理棟電気設備改築工事	メタウォーター(株) 横浜営業所	横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル	本工事は、別途発注の下町浄化センター汚泥脱水機設備更新工事に伴う、既設の電気設備の機能増設等を行うものである。	2号(競争不適)	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行わせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者かつ同一施設で工事を施工しているため。	下水道施設課
41	西浄化センター反応タンク設備改修工事	メタウォーター(株) 横浜営業所	横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル	本工事は、西浄化センター水処理棟のNo.3反応タンクに設置してある散気装置の改修を行うものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和5年8月30日付け横須賀市上下水道局公告契約第5114号(案件番号5051900063)の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。 本工事を再度入札した場合、適正な工期を確保出来ず、年度内のしゅん工が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたすおそれがあるため、緊急で契約する必要がある。	今回入札に参加した唯一の事業者であり、入札不調後の依頼に応じ、随意契約の意思を示したため。	下水道施設課
42	中央配水幹線連絡工事に伴う山中ずい道流出口テレメータ盤移設工事	NECプラットフォームズ(株) パブリックソリューション事業部	川崎市中原区下沼部1753	本工事は、中央配水幹線連絡管布設工事の支障となるため一時的に仮設した山中ずい道流出口テレメータ盤を本設場所に移設するものである。	2号(競争不適)	本工事の対象機器であるテレメータ装置は、水運用に必要な情報をやりとりする重要な装置である。本工事は、移設後、現場のデータが正常に伝送されていることの確認等の試験調整が必要であり、本テレメータ装置を製造したものの以外の他者に行わせると正常なデータ伝送ができず水運用に著しい支障が生じるおそれがある。	上記の理由により、本テレメータ装置を製造したNECプラットフォームズ(株) パブリックソリューション事業部に随意契約するものである。	浄水課
43	山中ずい道配水池カルバート内越流管更新工事	(株)米持工業	横須賀市大矢部2-11-19	本工事は、山中・池上ずい道配水池補強工事に伴う施設整備として山中ずい道配水池カルバート内にある越流管を更新するものである。 越流管設置工事 φ500 SSP L=4m 撤去管 φ900 SP L=4m	5号(緊急随意契約)	本工事は、公告日令和5年8月28日、案件番号5051900076 一般競争入札において、予算超過の入札しかなく、落札者がいないため不調になった案件である。 本工事箇所は、他工事との調整により、令和6年3月から4月にかけて工事を完成させる必要があり、再入札となった場合、期間内での完成が困難となる。	当該事業者は、唯一の入札者であり、契約の意思表示をした業者である。	水道施設課
44	逸見総合管理センター分電盤更新工事	(株)新栄電設工業	横須賀市根岸町4-6-3	本工事は、動力分電盤、動力制御盤及び電灯分電盤が経年劣化により性能維持が困難になってきているため、これを更新するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事の改修範囲である既設電灯分電盤のコンセント回路には、漏電ブレーカではない回路が存在している。もしこのコンセントで漏電が発生した場合は逸見総合管理センターが全館停電してしまい、業務に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、ブレーカの交換作業は対象盤ごとに複数回の停電を必要とするため、業務に支障が少ない閉庁時作業にせざるを得ず、長期間の工期を必要とする。 以上の理由より、早急の着工とする必要がある。 (参考)該当する漏電ブレーカ個数:54個	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の70%以上かつ最も低い金額で応じた事業者であるため。	浄水課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
45	山中管理立坑仕切 弁改良工事	(株)前澤エンジニア リングサービス 横 浜営業所	横浜市港北区新横 浜3-18-9	本工事は、山中管理立坑内にある 池上ずい道配水池へ流入する箇所 に設置している仕切弁が操作不能に なっているため行うものである。	2号(競争不適)	本工事は、山中管理立坑内にある山中ずい道配水池か ら池上ずい道配水池へ分岐する箇所にある重要な仕切弁で、現 在は開閉機能が損傷し流入量の調整や閉止作業が不能になっ ている。 工事対象の仕切弁は、施設の構造にあわせたもので、前澤工業 (株)が設計、制作、据付をしたものであり、当該業者のみが有し、 その他の業者では知りえない技術に基づかなければ本工事を履 行することが困難であるため。	本施設の製造会社の保守部門であり、現場を熟 知し施行内容に精通しており、かつ安全な施行が 期待できるため。	水道施設課